

議第 99 号

呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年呉市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第 2 条 団員には、それぞれ次に定める額を報酬として支給する。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>その他の団員</u> 年額 36,000 円</p> <p>2・3 略</p>	<p>(報酬)</p> <p>第 2 条 団員には、それぞれ次に定める額を報酬として支給する。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>団員（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる団員を除く。）</u> 年額 36,000 円</p> <p>(8) <u>機能別団員（呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（令和 3 年呉市条例第 号）第 2 条第 2 号に規定する機能別団員をいう。）</u> 年額 <u>12,000 円</u></p> <p>2・3 略</p>

付 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

機能別団員に係る年額報酬の額を定めるため、この条例案を提出する。